

R3年度

新型コロナウイルスに関連した感染症対策について

富岡市立黒岩小学校

1. 学校が行う基本的な感染防止対策について

- (1) 登・下校時に児童が密集しないような指導を行うこと（安全面についても配慮）。
 - (2) 家庭と連携して毎朝の検温及び健康状態の確認を行うこと（教室で「健康観察表」を確認）。
 - (3) こまめな手洗いを徹底すること（登校時、給食の前後、外から教室に戻るとき、トイレの後など）。
 - (4) 児童と教職員はマスク等を着用すること（体育の授業は時と場合に応じて）。
 - (5) 教室の換気を十分に行うこと。
 - (6) 教室の座席や向きなどについて工夫すること（給食時も対面にしない）。
 - (7) 休み時間等、近距離での会話や大声を出すことを控えるよう指導すること。
 - (8) 給食の配膳当番の健康状態・衛生面を念入りに確認し、特に手洗いを徹底すること。
 - (9) 他人の物や学校の物に軽はずみで触らないように指導すること。
 - (10) 多くの児童が触れる箇所、教材、教具などの消毒を行うこと。
 - (11) 具合が悪くなった場合は、すぐに先生に伝え無理をしないように指導すること。
 - (12) 新型コロナウイルスに関する正しい知識や対策、人権侵害をしないこと等について発達段階に応じて指導すること。
- ※ こまめな水分補給をさせるとともに、熱中症対策も十分に行うこと。

2. 具体的な教育活動の判断について

- 基本的な感染防止対策を徹底した上で、「3つの密」を避けるように工夫してもなお感染リスクが高いと判断される次のような学習活動は当面行わないこととします。
- ア 狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触する活動
 - イ 調理実習
 - ウ 密集する運動や近距離で接触する場面が多い運動
 - エ 児童が密集して長時間活動するグループ学習や学校行事
- ※ 今後の学習内容や学校・学年行事の変更、中止等については決まり次第お伝えいたします。

3. 家庭へのお願いについて

- (1) 引き続き、気を緩めることなく感染防止の意識をもち、いわゆる「3密」を徹底して避ける生活習慣を続けてください。
- (2) 毎朝の健康観察と検温を続け、「健康観察表」に記入の上、毎日学校へ持たせてください。また、教室ですぐに出せるような配慮もお願いします。
- (3) 発熱など、風邪の症状がみられる場合には、学校に連絡をして自宅で休養するようにしてください。
- (4) マスク、ハンカチ・はながみ、ビニール（マスクを入れる物）、水筒の準備をしてください。
- (5) お子さんの健康や安全について、様子を見たり聞いたりしていただくとともに注意喚起をしてください。
- (6) 感染症にかかわるいじめや差別などによる人権侵害が絶対起こらないようお話しください。
- (7) 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事へのご協力をお願いします。
- (8) 感染者の増加が認められていますので、人混みを避ける等に努めてください。

感染者・感染疑いが出た場合の対応

1 以下の場合には学校へ連絡してください

- ・お子さんやご家族に感染が疑われるような症状が見られた場合
- ・勤務先等で感染者が確認されるなどして、ご家族が自宅待機となった場合
- ・お子さんやご家族が濃厚接触者となった場合
- ・お子さんやご家族がPCR検査を受けることになった場合（結果が出たら結果も）

※お子さんが陽性となった場合には、下記内容について富岡市教育委員会へ報告することになっています。学校で把握できていない部分については、情報提供をお願いしますこととなりますので、あらかじめご了承ください。

- 1 基本情報…学校名、学年、学級、年齢、性別、居住地
- 2 経過（症状及び行動）…登校状況、症状、受診医療機関、診断・指示、現在の状況、基礎疾患の有無
- 3 行動歴及び接触者（発症前2日から欠席するまでの行動及びその間にマスクなしで1m以内かつ15分以上接した人）…登校状況、放課後の活動状況、休日の活動状況及び接触者、マスク着用の有無、公共交通機関の利用の有無

2 児童・職員に感染者が確認された場合

〔登校時の場合〕

- ・できるだけ速やかに全校児童を下校させます。
- ・下校時刻については、連絡メールにてお知らせいたします。
- ・時間帯によっては、給食を食べずに下校することもあります。
- ・学校では、お子さんを待機させることができない状況となります。また、保護者の皆様が校舎内への立ち入りはできなくなることから、引き渡しは行えません。
- ・自宅が留守の場合の対応について、事前にお子さんと話し合っておいてください。
- ・児童が帰宅する時には、ご家族のどなたかが自宅に居られるようご協力ください。
- ・緊急メール等で今後の対応について連絡をします。

〔登校前・下校後の場合〕

- ・緊急メールで今後の対応について連絡をします。

〔翌日からの対応〕

- ・保健福祉事務所及び教育委員会と連携・協議し、感染拡大防止を図ります。
- ・翌日からは、臨時休業となる場合があります。臨時休業の期間や過ごし方については連絡メール、ホームページ等にてお知らせします。

3 出欠席の扱いについて

○児童本人の健康管理について

感染者増大を踏まえ、コロナウイルス感染症防止の観点により、発熱等の風邪の症状がある場合の欠席については、出席停止扱いとします。

○同居する家族の健康管理について

児童は、毎日の検温と健康観察を行い、発熱等の風邪の症状がある場合には、自宅で休養するようお願いしておりますが、同居の家族の皆様においても検温や体調確認をしていただき、家族に風邪症状等がみられる場合も登校を控えていただくようお願いいたします。なお、この場合も、欠席にはなりません。